

## 提出された意見の概要と議会の考え方

条文中、または条文に関する事項等への具体的な内容について質問意見がありましたのでご紹介します。なお、いただきましたご質問等については、光市議会基本条例に関する内容を中心に項目や条文ごとに集約させていただき、ご回答については、いただきましたご質問等の趣旨を踏まえ回答させていただきました。

### 1. 意見・要望

- ①「光市議会基本条例」を制定することにより、「光市議会の活性化」を図ろうと挑戦されることには大いに期待します。「議会基本条例」が議会改革目標となり、徹底できれば、首長との対抗軸としても、市民協働としても一層、存在感が増すものと思われまます。「光市議会基本条例」をはじめ、今後の市民への情報伝達の充実にも期待します。
- ②条例制定は、市民に信頼される議会への第一歩であり、議員の発言の質が変わることは、市民にとっては嬉しい限りで、市民への積極的な情報公開の実施についてお願いします。

回答：光市議会基本条例に対するご理解をいただきありがとうございます。本条例に沿って諸活動を推進してまいります。また、伺いました意見を参考にしながら、とりわけ、市民と議会の関係につきましては、本条例に定めた内容を基本に活動を展開してまいります。  
今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

### 2. 光市議会基本条例の制定理由、目的等について

質問：規範としての議会基本条例を制定する理由や目的、その必要性等について、説明してください。

回答：議会は、市民の声を市政に反映させるため情報や課題を共有し、行政の執行が適正に行われるよう責任ある意思決定機関として監視機能を強化するとともに、政策水準の向上を図るため、活発な議員間討議を行い積

極的な政策提言に取り組みます。そのため、これまで積み重ねてきた議会改革の取り組みをさらに推進するうえで、その最も根幹となる考え方や方向性を条例として制定するもので、それらの理念を明確にすることで、安定した議会活動の継続を図ろうとするものです。（第28条 最高規範性）

質問：本条例には抽象的な表現が多いが、具現化するとともに実効性のあるものとすべきではないでしょうか。

回答：光市議会基本条例は、議会としての基本的な方向性や考え方などを規定したものです。この考え方にに基づき、議会としての具体的な活動を推進しようとするものです。必要によっては、具体的な取り組みの詳細等について本条例とは別に条例、規則や要綱などで明確化していくこととなります。

実効性を担保するためには、本条例の目的が達成されているか検証するとともに、必要があれば、本条例や関係規則等の改正などの適切な措置を講じ、公表するものとしています。（第29条 見直し手続）

質問：本条例についての議員個人の理解度について、明らかにしてください。

回答：光市議会基本条例は、議会の基本的な事項を規定したものであり、議員一人ひとりが理解していることは前提ですが、本条例の目的達成の検証においても、議員一人ひとりが参画していくこととなります。（第29条）

また、議員の改選後に、本条例の理念と趣旨を浸透させるために、研修会を行うこととしています。（第28条）

質問：議員としての必要な資質について、具体的に説明してください。

回答：議員に求められる資質については、議会基本条例に定める事項の実現に向けての活動を裏付けるものとなりますが、一方では市議会議員選挙において議員を選出する市民の皆さんが、選択し求める資質でもあるといえます。

質問：議会の最高規範を自ら制定するのではなく、本条例制定に関する市民意見の十分な集約が必要ではないでしょうか。

回答：地方自治法では、普通地方公共団体におく議会について、「組織、権限、招集及び会期、議長及び副議長、委員会、会議、請願、議員の辞職及び資格の決定、紀律、懲罰、議会の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」について定めており（同法第6章議会）、光市議会では、

それらの規定に則った条例、規則等々を制定し活動しています。

光市議会基本条例については、既に、制定されているそれらの法律、条例等に規定されている事項をベースに、光市議会として「議会及び議員の活動原則」や「市民と議会の関係」等々について、基本的な考え方や方向性を改めて条例として制定することで、これまでの議会改革の取り組みや活動を確実に継承発展させようとするものです。

なお、基本条例制定に向けた取り組みについては、これまで、第5回（平成26年2月）、第6回（平成26年7・8月）、第7回（平成26年5月）の議会報告会においてご報告するとともに、いただいたご質問・意見等については、議会として慎重に検討するとともにホームページなどを通じてご報告してきています。

質問：議会及び議員の責務について、明確に定めるべきではないでしょうか。

回答：光市議会基本条例では条文中には、目的や議会及び議員の活動原則として規定しており、それを実施していくことについての強い意志を前文に明記しています。責務としての条文は規定されていませんが、本条例に規定された事項についての活動は議会として責任をもって行うこととなります。

質問：市長等に対する反問権について、規定すべきではないでしょうか。

回答：市長等に対する反問権の規定については、光市議会基本条例案の制定過程で先進事例における設置状況やその運用状況など調査を行い、慎重に検討しました。その結果、本条例においては議長及び委員長が会議における発言に対する論点整理を行うこと（議事整理権の行使）を明記することとしました。（第16条）

### 3. 光市議会基本条例の各条文について

質問：第4条にある会派に関する基本理念や方針をはじめその活動の報告、さらには員数制約の必要性について、説明してください。

回答：会派は、理念や政策を共有する議員で構成するもので、会派の運営は独自に行われています。また、議会内での政策等の判断は、最終的には個々の議員の判断に委ねられることとなります。

また、一般質問等の議会での発言については、会派に関係なく議員一

人ひとりに認められています。

光市議会では円滑な議会運営を推進するためにも会派制を導入していることから、原則として、二人以上による会派を指向しています。

質問：第15条にある議員間の政策討議について、具体的に説明してください。

回答：市政の重要な政策・課題について、市長等への政策提言を推進するため、議会としてその妥当性や説得力を高めることを目的に、必要に応じて政策討議を行う場を設けるもので、例えば、総務市民文教委員会や環境福祉経済委員会などの所管を越え議会全体として、政策・課題等に取り組む際などに、討議の場を設けることができるとするものです。

質問：第18条にある調査研究機関及び検討会の設置について、具体的に説明してください。

回答：議会は、議案や関連事務に関する専門性が高い事項については、学識経験者等の専門的な知見を有する方に、調査研究を依頼することができ、そのメンバーには議員を加えることができるとするものです。

また、同様に議員のみで構成する検討会の設置についても定めています。

質問：第19条にある議員研修の必要性とその報告についての考え方を説明してください。

回答：議員個人としての自己研鑽が基本となりますが、議会として対応の求められる課題等は専門化する傾向にあり、議会としての対応能力の向上を目的に研修会の開催を行うことができるとしています。

また、研修会で発生した費用については、決算の際に報告することとなりますし、開催内容等についても、基本的には報告することとなります。

質問：第20条にある政務活動費の説明義務について、具体的に説明してください。

回答：政務活動費の交付額については、各月1日における当該会派の所属議員数（一人も可）に、月額2万円を乗じて得た額を半年ごとに会派に対して交付することとなっています。（光市議会政務活動費の交付に関する条例第3条交付額及び交付の方法）

その用途の主な内容は、「会派において行う研修・会議に要する経費」「会派において行う調査研究に要する経費」「会派において行う要請・陳情等の活動に要する経費」「所属議員の調査研究等に要する旅費」「需用

費」となっています。（同条例第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲）

また、会派においては、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに領収書等の証拠書類を整理し、収支報告書に添えて議長に提出するとしています。（同条例施行規則6条）

光市議会では、収支報告書はホームページで公開していますが、議会基本条例第20条では、現在、光市情報公開条例に準じた取り扱いとなっている領収書等の証拠書類についても、公表しようとするものです。

<http://www.city.hikari.lg.jp/shigikai/hosyuchosa.html>

質問：第21条にある円滑な議会運営のための必要な予算確保について、具体的に説明してください。また、議員活動を含めた議会活動に要する費用について伺います。

回答：議会は、議会基本条例を基本に議会として果たすべき役割を実現するために、必要な予算の確保を市長に求めていくとするものです。

また、議員報酬、職員給与費、議会運営事業などの議会費は約2億2,570万円で一般会計総額の約1.0%となります。（平成27年度当初予算）

質問：第22条にある議会改革ならびにその報告の考え方について、具体的に説明してください。

回答：光市議会基本条例の実現に向けた議会活動やその運営面などで必要な改善などを行うこととなりますが、推進組織を設置することで、継続的かつタイムリーに議会改革に取り組むこととし、原則として、議会改革の取り組みについては、市民の皆さんへ報告することとなります。

質問：第23条にある政治倫理について、具体的に説明してください。

回答：光市議会は、議員が政治倫理の確立と向上に努め、その地位による影響力を行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、市政に対する市民の信頼にこたえ、清潔かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に「光市議会議員政治倫理条例」を制定しています。

本条例では、政治倫理基準に違反する行為の存否の調査請求権（第7条）、光市議会議員政治倫理審査会の設置等（第8条）と政治倫理基準違反の審査等（第9条）、さらには、政治倫理基準違反に対しては、議会の名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずることと

しています。(第11条)

[http://www.city.hikari.lg.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r051RG00000664.html](http://www.city.hikari.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r051RG00000664.html)

質問：第24条にある議員定数について、具体的に説明してください。

回答：議員定数は、光市議会議員定数条例で規定しています。議員定数の変更は、同条例の改正によって行われることとなりますが、条例改正については、市長、議員から議案提出することができます。

議会として、議員定数について議論する際の基準としての比較検討要因を定めるものです。

[http://www.city.hikari.lg.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r051RG00000711.html](http://www.city.hikari.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r051RG00000711.html)

質問：第25条にある議員報酬の公聴会制度や参考人制度について、具体的に説明してください。

回答：議会は、当該事項に関する利害関係者や学識経験者等（公述人）の意見を聴くことを目的に公聴会を開催することができます。また、参考人の出席を求めることもできます。

これらの「公聴会制度」「参考人制度」については、光市議会委員会条例に、公聴会開催の手続、公述人の決定、公述人の発言、委員と公述人の質疑、参考人等々について定められています。(第23条～29条)

[http://www.city.hikari.lg.jp/reiki\\_int/reiki\\_honbun/r051RG00000577.html](http://www.city.hikari.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r051RG00000577.html)

#### 4. 光市議会の役割や仕組みについて

要望：市長と議会の関係、市民と議会の関係、議員の役割とあり方などを図にして、広く市民が理解することで、本条例の推進につながるのではないのでしょうか。

回答：「市民・市長・市議会の関係」や「議会の役割とあり方」等については、基本的には、これまでと変化するものではありません。これらについては、光市のホームページにある「市議会」の「市議会の仕組み」をご参照ください。

<http://www.city.hikari.lg.jp/shigikai/sigikainosikunitop.html>